

令和3年度 大東市教育委員会 9月定例会会議録

1. 開催年月日

令和3年9月28日（火） 午後7時00分～午後9時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（15名）

- ・教育総務部長 北田 吉彦
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・産業・文化部総括次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼企画・教職員課長 新井 雅也
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・福祉子ども部子ども室課長 栗田 英治
- ・産業・文化部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・教育総務部教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 向井 孝志
- ・学校教育政策部指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 花澤 秀之
- ・教育総務部教育総務課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 2名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委報告第1号
大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則
に係る専決処分について
- 日 程 第 3 教委議案第23号
令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書について
- 日 程 第 4 教委議案第24号
令和3年度文化の日の表彰について
- 日 程 第 5 教委議案第25号
「令和3年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について
- 日 程 第 6 教委議案第26号
「令和3年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表について
- 日 程 第 7 一般業務報告

7. 議案書

教委報告第1号

大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正
する規則に係る専決処分について

大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和46年教委規則第5号）第3条第2項の規定により、令和3年9月10日次のおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和3年9月28日提出

大東市教育委員会

教育長 水野達朗

理 由

新型コロナウイルス感染症や2020東京オリンピック・パラリンピックの影響により、JETプログラムによる参加者の来日日程が通常の年度と異なることで任期の変更が必要な旨の通知があり、来日までに、早急に所要の改正を行う必要があったため。

○大東市英語指導助手の就業等に関する規則

平成24年7月20日

教委規則第11号

改正 平成25年7月5日教委規則第12号

平成25年9月30日教委規則第14号

令和2年3月31日教委規則第5号

令和2年3月31日教委規則第5号

令和3年9月13日教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する英語指導助手の就業等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「英語指導助手」とは、「語学指導等を行う外国青年招致事業（昭和61年10月8日付け文初高第268号文部省初等中等教育局長・学術国際局長通知）」により語学指導に従事する外国青年及びそれに準ずる者で委員会が適当と認めるものをいう。

(区分)

第3条 英語指導助手は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。）とする。

(任用の期間)

第4条 英語指導助手の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前期 任用の日から同日の属する年度の末日まで

(2) 後期 前号に定める任用期間の末日の翌日から任用の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会が定める日まで

2 委員会は、客観的な能力実証を行った結果として同一の者を前項第2号に掲げる後期の任用期間（第17条において「後期任用期間」という。）の満了後、再度任用することができる。

(勤務評定)

第5条 委員会は、英語指導助手の人事評価を行うものとする。

(勤務時間)

第6条 英語指導助手の勤務時間は、原則として、休憩時間を除き1週間当たり35時間とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 英語指導助手の勤務時間の割振りは、午前11時から午後2時までの時間内で委員会が定める45分間の休憩時間を除き、午前8時30分から午後4時15分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、英語指導助手に対し、勤務時間及び休憩時間の割振りの変更を指示することができる。

(週休日の振替)

第8条 前条の規定にかかわらず、委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある英語指導助手については、週休日に勤務することを命じることができる。

2 前項の規定により週休日に勤務をしたときは、当該勤務をした日を起算日として4週間後の日までに勤務を要しない日を振り替えるものとする。

(休日)

第9条 英語指導助手は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、特に勤務することを命じられる場合を除き、第6条から前条までの規定により勤務を割り振られた時間(以下「正規の勤務時間」という。)においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要に応じあらかじめ休日に代わる日(以下「代休日」という。)を指定した上で、前項の休日に勤務を命じることができる。

(年次有給休暇等)

第10条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年間において12日とし、1日又は1時間を単位とする。

2 任用期間内に与えられた年次有給休暇のうち、その期間内に取得しなかった日数がある場合で、第4条第2項の規定により再度任用されたときは、12日を限度として年次

有給休暇を繰り越すことができる。

- 3 委員会は、年次有給休暇を英語指導助手が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(基本報酬及びその計算)

第11条 英語指導助手の基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初めて任用された1年目の任用期間 月額280,000円
- (2) 再度任用された2年目の任用期間 月額300,000円
- (3) 再度任用された3年目の任用期間 月額325,000円
- (4) 再度任用された4年目以後の任用期間 月額330,000円

2 月の途中で任用を開始したとき又は月の途中で任用が終了したときの基本報酬額は、当該開始した日又は当該終了した日までの日割計算により算出する。

3 前項の日割計算に当たっては、第1項に定める額に12を乗じた額を260で除して得た額を1日当たりの額とする。

(勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの基本報酬額は、前条第1項に定める額に12を乗じた額を1820で除して得た額とする。

(時間外勤務等に伴う割増報酬)

第13条 所属長（英語指導助手が所属する課等の長をいう。以下同じ。）が特に必要であると認め、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた英語指導助手には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの基本報酬額に、正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

- (1) 正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が7時間45分までの分 100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の125）
- (2) 正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が7時間45分を超えた分 100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の

150)

2 所属長が特に必要であると認め、週休日又は休日（以下「休日等」という。）において勤務することを命じられた英語指導助手には、休日等に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額に、休日等に行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

(1) その勤務が午前5時から午後10時までの間である場合 100分の135

(2) その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合 100分の160

3 第8条第2項又は第9条第2項の規定により週休日の振替又は代休日の指定を行った場合には、その振替又は代休日の指定相当時間に対して、振替又は指定相当時間1時間につき、前条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2号又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務等に伴う割増報酬として支給する。

（報酬の支給日）

第14条 報酬は、16日（その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その前日（その日が銀行の休日に当たるときは17日、17日が銀行の休日に当たるときは18日）に支給する。

（報酬の減額）

第15条 英語指導助手が正規の勤務時間に勤務しないときは、別に定めがあるときを除き、当該勤務しない1時間につき第12条の規定により算出した1時間当たりの基本報酬額を第11条第1項に規定する基本報酬額から減額して支給するものとし、当該勤務しない時間の属する月の基本報酬額からこれを減額できなかったときは、翌月の基本報酬額からこれを減額するものとする。

2 前項に定める勤務しない時間の計算については、当該勤務しない時間の属する月のす

すべての勤務しない時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(社会保険等)

第16条 英語指導助手は、関係法令等の定めるところにより厚生年金保険、雇用保険、健康保険に加入することができる。

(赴任等の費用)

第17条 委員会は、英語指導助手に対し、赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国のための費用は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り支給するものとする。

- (1) 後期任用期間を満了すること。
- (2) 後期任用期間の満了日の翌日から1か月以内に、日本国内において本市又は他者との雇用関係が発生しないこと。
- (3) 後期任用期間の満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本から出国すること。

(その他の報酬等)

第18条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）に定めるところによる。

2 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の休暇については、大東市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年規則第17号）別表第1に掲げる職種の会計年度任用職員の例による。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の就業等について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第2項第3号の規定にかかわらず、平成25年又は平成26年中に任用期間の満了を迎える英語指導助手で、同項第3号に掲げる区分に該当するものについては、

基本報酬額から日本国内において賦課される所得税額及び住民税額を控除した後の年額（本人負担分の社会保険料を含む。）が、3,600,000円となるよう基本報酬額に所要の調整を加えるものとする。

附 則（平成25年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則（平成25年教委規則第14号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

大東市英語指導助手の就業等に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 ～ 第4条(1) (略) (任用の期間) 第4条(2)後期 前号に定める任用期間の末日の翌日から任用の日から起算して1年を超えない範囲内において委員会が定める日まで 第5条 ～ 附則 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第4条(1) (略) (任用の期間) 第4条(2)後期 前号に定める任用期間の末日の翌日から任用の日から起算して1年を経過する日まで 第5条 ～ 附則 (略)</p>

教委議案第23号

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書について

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成したので、委員会の議決を求める。

令和3年9月28日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出し、市民に対して公開するため。

教委議案第 24 号

令和 3 年度文化の日の表彰について

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第 8 条に基づき、令和 3 年度文化の日の表彰をうけるべき者の候補を次のとおり提出し、選考を求める。

令和 3 年 9 月 28 日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第 4 条に該当する表彰を受けるべき者の選考を行うため。

令和3年度
文化の日表彰候補者名簿 【3名】

連番	氏名	かな	年齢	推薦団体	活動年数 (年・ヶ月)	郵便番号	住所	功績	所管課
1	萩家 嘉弘	はぎや よしひろ	41	大東市青少年協会	12.7	574-0043	大東市灰塚3丁目3番28号	青少年健全 育成	生涯学習課・ スポーツ振興 課
2	芦原 武司	あしはら たけし	50	大東市スカウト協議会	11.7	574-0073	大東市緑が丘2丁目12番36号	青少年健全 育成	生涯学習課・ スポーツ振興 課
3	大矢 修司	おおや しゅうじ	46	大東市体育協会	11.7	574-0015	大東市野崎4丁目6番14号	スポーツ振 興	生涯学習課・ スポーツ振興 課

教委議案第25号

「令和3年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について

「令和3年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について、委員会の議決を求める。

令和3年9月28日提出

大東市教育委員会
教育長 水野 達朗

理 由

「令和3年度中学生チャレンジテスト」の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

令和3年度 中学生チャレンジテスト 実施要領

1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（学校）の第1学年、第2学年、第3学年を対象とする。
- (2) 支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 調査実施日

第1学年、第2学年	令和4年1月13日（木）
第3学年	令和3年9月2日（木）

4 調査内容

- (1) 調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

(2) 調査結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。
 - ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果
 - イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果
 - ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果
- ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。

(3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組み

に対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。

- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取り組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取り組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調

査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

- (1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

- (2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り

扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、当該学年の「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「府全体の評定平均」の作成方法

- ① 作成にあたっては、第1学年及び第2学年の調査対象校から一定数の学校（抽出校）を抽出する。
- ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（仮評定）を大

阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとする。

ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

③ 大阪府教育委員会は、第1学年及び第2学年について、提供された仮評定をもとに、「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「府全体の評定平均」の取扱い

① 大阪府教育委員会は、各学年の「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。

② 市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。

③ 学校は、各学年の「府全体の評定平均」及び調査結果により各校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用

調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和4年度、第2学年は令和5年度、第1学年は令和6年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力, 判断力, 表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (4) オ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ

《取り扱う題材》

- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、様々な非連続テキスト、書写（楷書と行書）
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
(1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現	-

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料について》

- 単文、重文
- 肯定及び否定の平叙文（現在形）
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、be 動詞で始まるもの、助動詞（can, do など）で始まるもの及び疑問詞（how, what, where, which, who, whose）で始まるもの
- 名詞の単数形及び複数形
- 文構造
 - [主語+動詞]
 - [主語+動詞+補語]のうち、主語+be 動詞+

{	名詞 代名詞 形容詞	}
---	------------------	---
 - [主語+動詞+目的語]のうち、主語+動詞+

{	名詞 代名詞	}
---	-----------	---
- 代名詞
 - 人称や指示、疑問を表すもの
- 助動詞（can）
- 動詞の時制及び相など
 - 現在形
- 語句に関するもの
 - 月（January～December）12 語
 - 曜日（Monday～Sunday）7 語
 - 序数（first～thirteenth）13 語
 - 色（black, blue, green, red, yellow, white）6 語
 - 場所（house, library, park, school, station）5 語
- 音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (7) (イ) エ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ

《取り扱う題材》

- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、様々な非連続テキスト、書写（行書）
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(イ) (① 自然環境を除く) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北、北海道） ア(7)(イ) イ(7)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(7)(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ)

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(イ) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿、中部、関東） ア(7)(イ) イ(7)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(ウ)(エ) イ(7)(イ) C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(7)(イ) イ(7)(イ)

【数学】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
<p>(1)アイ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解の意味 ・必要性和意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 	<p>(1)アイ 【基本的な平面図形の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 <p>(2)ア 【図形の合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 	<p>(1)アイ 【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現 	-

【理科】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
<p>(3) 電流とその利用</p> <p>ア (7) 電流</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 回路と電流・電圧 ㊧ 電流・電圧と抵抗 ㊨ 電気とそのエネルギー <p>イ</p>	<p>(4) 化学変化と原子・分子</p> <p>ア (7) 物質の成り立ち</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 化学変化 (ウ) 化学変化と物質の質量 <p>イ</p>	<p>(3) 生物の体のつくりと働き</p> <p>ア (7) 生物と細胞</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 植物の体のつくりと働き (ウ) 動物の体のつくりと働き <p>イ</p>	-

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
-	<p>(4) 化学変化と原子・分子</p> <p>ア (7) 物質の成り立ち</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 化学変化 (ウ) 化学変化と物質の質量 <p>イ</p>	<p>(3) 生物の体のつくりと働き</p> <p>ア (7) 生物と細胞</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 植物の体のつくりと働き (ウ) 動物の体のつくりと働き <p>イ</p>	<p>(4) 気象とその変化</p> <p>ア (7) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 天気の変化 ㊦ 霧や雲の発生 <p>イ</p>

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料について》

- 重文、複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

- [主語＋動詞]

- [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$ 、主語＋be 動詞以外の動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

- [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

- [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

- There ＋ be 動詞 ＋ ～

○代名詞

- 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

- 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞

○動名詞

○have to, don't have to

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力, 判断力, 表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
中学校第1学年 (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (4) オ 中学校第2学年 (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (7) (4) エ 中学校第3学年 (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ	中学校第1学年 (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ 中学校第2学年 (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	中学校第1学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 イ	中学校第1学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 イ

《取り扱う題材》

- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、様々な非連続テキスト、書写（楷書と行書）
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
<p>A 世界と日本の地域構成</p> <p>(1) 地域構成 ア(7)(イ) イ(7)(イ)</p> <p>B 世界の様々な地域</p> <p>(1) 世界各地の人々の生活と環境 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p>(2) 世界の諸地域 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(1) 地域調査の手法 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p>(2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(イ)</p> <p>(3) 日本の諸地域 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p>(4) 地域の在り方 ア(7)(イ) イ(7)</p>	<p>A 歴史との対話</p> <p>(1) 私たちと歴史 ア(7)(イ) イ(7)</p> <p>(2) 身近な地域の歴史 ア(7) イ(7)</p> <p>B 近世までの日本とアジア</p> <p>(1) 古代までの日本 ア(7)(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ)</p> <p>(2) 中世の日本 ア(7)(イ)(ウ) イ(7)(イ)</p> <p>(3) 近世の日本 ア(7)(イ)(ウ)(エ) イ(7)(イ)</p> <p>C 近現代の日本と世界</p> <p>(1) 近代の日本と世界 ア(7)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(イ)</p> <p>(2) 現代の日本と世界 ア(7) イ(7)(イ)</p>

【数学】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
<p>中学校第1学年 (1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 中学校第2学年 (1) アイ 【文字を用いた式】 ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【連立二元一次方程式】 ・解の意味 ・必要性と意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 中学校第3学年 (1) アイ 【正の数の平方根】 ・必要性と意味 ・平方根を含む式の計算 ・表現、処理 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【簡単な多項式】 ・単項式と多項式の乗除 ・式の展開と因数分解 ・展開や因数分解をする方法の考察、表現 ・文字式を用いた説明</p>	<p>中学校第1学年 (1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【空間図形】 ・直線や平面の位置関係 ・図形の計量 ・平面図形の運動による構成 ・空間図形の平面上への表現と読み取り ・表面積や体積の求め方の考察、表現 中学校第2学年 (1) アイ 【基本的な平面図形の性質】 ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 (2) アイ 【図形の合同】 ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 ・三角形と平行四辺形の性質及び証明 ・具体的な場面での活用</p>	<p>中学校第1学年 (1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現 中学校第2学年 (1) アイ 【一次関数】 ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現</p>	<p>中学校第1学年 (1) アイ 【データの分布】 ・ヒストグラムの必要性和意味 ・表やグラフに整理 ・傾向を読み取り考察、判断 (2) アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】 ・確率の必要性和意味 ・傾向を読み取り表現 中学校第2学年 (1) アイ 【データの分布】 ・四分位範囲や箱ひげ図の必要性和意味 ・箱ひげ図で表す ・傾向を読み取り考察、判断 (2) アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】 ・場合の数を基にした確率の必要性和意味 ・確率を求める ・確率の求め方の考察、表現 ・不確かな事象の考察、表現</p>

※ 「A 数と式」のうち『誤差』と『 $a \times 10^n$ の形の表現』については出題範囲から除く。

【理科】(分野別出題範囲)

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の3種類(「A問題」「B問題」「C問題」)から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ (5) 運動とエネルギー ア (7) 力のつり合いと合成・分解 (4) 運動の規則性 (7) 力学的エネルギー イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (7) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (7) 化学変化と物質の質量 イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (7) 動物の体のつくりと働き イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (7) 火山と地震 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (7) 日本の気象 (1) 自然の恵みと気象災害 イ

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (7) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (7) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン (4) 化学変化と電池 イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (7) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 ⊕ 細胞分裂と生物の成長 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (7) 火山と地震 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (7) 日本の気象 (1) 自然の恵みと気象災害 イ

◇C問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (5) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (5) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン ㊦ 原子の成り立ちとイオン イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (5) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 (4) 遺伝の規則性と遺伝子 (5) 生物の種類の多様性と進化 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (5) 火山と地震 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (5) 日本の気象 (1) 自然の恵みと気象災害 イ

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料について》

○重文、複文

○疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

➤ [主語+動詞]

➤ [主語+動詞+補語]のうち、主語+be 動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$ 、主語+be 動詞以外の動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語+動詞+目的語]のうち、主語+動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➤ [主語+動詞+間接目的語+直接目的語]のうち、主語+動詞+間接目的語+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語+動詞+目的語+補語]のうち、主語+動詞+目的語+名詞

➤ There + be 動詞 + ～

○代名詞

➤ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

➤ 現在形や過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形、現在完了進行形、助動詞などを用いた未来表現

○形容詞や副詞を用いた比較表現

○to 不定詞

○動名詞

○受け身

○音声に関するもの

令和3年度 中学生チャレンジテスト 第1学年・第2学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 3年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送 抽出校の指定
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認
	11月	
	12月	
令和 4年	1月	問題等の配送 (12日) 調査実施 (13日) 解答用紙の回収・抽出校から仮評定の回収 (14日) 後日実施の回収 (21日)
	2月	調査結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	3月	

令和3年度 中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 3年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送
	7月	実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認
	8月	
	9月	問題等の配送 (1日) 調査実施 (2日) 解答用紙の回収 (3日) 後日実施の回収 (10日)
	10月	調査結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	11月	
	12月	
令和 4年	1月	
	2月	
	3月	

教委議案第26号

「令和3年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表について

「令和3年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表について、委員会の議決を求める。

令和3年9月28日提出

大東市教育委員会
教育長 水野 達朗

理 由

「令和3年度小学生すくすくウォッチ」の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題、アンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 各児童、各学校、各市町村教育委員会が、今後の取組みの参考となる分析資料をそれぞれ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 テスト及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年は、教科横断的な問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 テスト及びアンケートの実施日・場所・時間

(1) 実施日

令和3年5月27日（木）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② テスト及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断的な問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

4 テスト・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) テスト・アンケートの作成にあたっては、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者の代表、教育心理学・認知心理学などに関する有識者の代表、府内市町村教育委員会の代表及び大阪府教育庁の代表により構成された検討委員会により、本テストの方向性を決定する。
- (2) 検討委員会の方向性を受け、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、府内市町村教育委員会指導主事、大阪府教育センター指導主事及び大阪府教育庁指導主事により構成された、問題及びアンケート作成のワーキングチームにより、協議のうえテスト・アンケートを作成する。
- (3) 大阪府教育委員会は、テスト・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (4) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (5) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (6) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。
※ なお、大阪府教育委員会はテスト・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 テスト及びアンケート結果の取扱い

- (1) 結果分析
 - ① テストの結果分析
 - ア 国語、算数、理科、教科横断的な問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）
 - イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）
 - ② アンケートの結果分析
 - ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況
 - イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
 - ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
 - エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析
 - ③ その他、本テストの目的の達成に資する分析
なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。
- (2) 提供資料
 - ① 児童
自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校によるテスト及びアンケート結果の公表

テスト及びアンケート結果については、本テストの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、本テストの趣旨に基き、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、本テストの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、本テストの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、本テストの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② テスト及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、本テストの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト及びアンケート結果について

公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 テスト及びアンケート結果の活用

テスト及びアンケートの結果から本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、本テストの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) テスト及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、テスト及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
 - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童の個人名等を取得しない方法を用いること。
 - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(5) テスト及びアンケート実施日程の変更等

やむを得ない事情により、決められた実施日にテスト及びアンケートの実施ができない場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、実施日以降に別途テスト及びアンケートを実施することができる。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断的な問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、保護者と協議のうえ柔軟にテスト及びアンケートを実施すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

8. 一般業務報告

1. 大東市立中学校体育館空調設備設置事業の延期について
2. 大東市中学校給食の在り方検討プロジェクトチーム設置要綱について
3. 大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
4. 学校における活動（新型コロナウイルス感染症にかかる学校における対応を含む）について
5. G I G Aスクールの現状について
6. 大東市認定こども園条例について

9. 会議録

水野教育長

それでは、9月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の定例会は本市の開かれた教育委員会の実現のため、夜間の開会といたしました。これは、お仕事などの都合で傍聴できない方にも傍聴していただきやすくすることで、より多くのみなさまに教育委員会の活動を知っていただき、本市教育委員会の活性化を図る一環として夜間に開催させていただきました。今後も、より開かれた教育委員会をめざしてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の教育委員会の出席状況につきましてご報告お願いいたします。

北田部長
水野教育長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

本日は所管部署でございます生涯学習課、スポーツ振興課、子ども室が報告等のため出席しております。それでは議事に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委報告第1号「大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について」について提案理由の説明をお願いいたします。

村島課長

教委報告第1号「大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について」ご報告致します。

大東市英語指導助手の就業等に関する規則において、新型コロナウイルス感染症や、2020東京オリンピック・パラリンピックの影響により、JETプログラムによる参加者の来日日が通常年度と異なることから、任期が通常と異なる旨の通知があり、新規の任用に際し、所要の改正を行うものです。

通常、7月から8月にかけて来日した翌日から任用を開始し、翌年の任用開始の前日までの1年間を任期としていますが、令和3年度は9月13日に任用開始し、令和4年7月31日までの任期となり、任用期間が1年を切るため、規則第4条第1項第2号中「経過する」を「超えない範囲内において委員会が定める」に改めるものです。

なお、任用についての通知を受けてから、任用開始までの期間が短かったことから、専決による一部改正を行ったことについて、報告するものです。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

日程第3 教委議案第23号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」について提案理由の説明をお願い

杉谷課長

いたします。

教委議案第23号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明をさせていただきます。

本報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和2年度に係る主要な施策や事務事業の取組状況等について、学識経験者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を実施し、その結果について報告書として作成したものでございます。さらに、本報告書は、市民への説明責任を果たすと同時に、信頼される教育行政を推進することを目的として、議会に提出すると共に、ホームページ等におきまして公表を行う必要がございます。このため、今定例会におきまして内容等をご審議いただき、報告書の作成及びおよび公開等について、ご議決を求めるというものでございます。

それでは報告書を1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。本報告書では、令和2年度実施の主要事業について、教育総務部、学校教育政策部及び産業・文化部から、昨年度と同内容の合計19項目について掲げております。

事業につきましては、小中一貫教育モデル校プロジェクト事業は令和元年に終了したため提出せず、新たにGIGAスクール推進事業を追加いたしました。

2ページから6ページまでは、「大東市教育委員会の活動の概要」として、教育委員会及び事務局各部の活動概要や各種取組状況のほか、教育委員会会議の開催状況として、議案審議や会議開催日程等の状況について、記載しておりますのでご確認ください。

7ページから45ページにかけまして、「主要な施策の点検・評価」としまして、教育委員会事務局各部において実施した事業等について、点検評価シートにまとめたものとなっております。

各事業評価シートの構成および評価方法、基準等につきましては、左のページの【目標】については、数値目標を掲げることが可能なものについては記載し、【取組状況】については、計画（目標）に沿って、箇条書きのスタイルで表記し、また、取組を進めるうえで得た成果や課題内容を記載しております。右のページにおきましては、これに係る評価について記載していません。更に第三者による外部評価と意見等を踏まえた次年度への改善および新たな取組の方向性等について、PDCAを活用した構成内容となっております。大変なボリュームとなっておりますので、各事業について概要となりますが、簡単にご説明させていただきます。

評価項目1「学力向上推進事業」でございます。【目標】についてですが3点ございます。まず1点目ですが、元校長先生方で組織している「授業力向上学校支援チーム」をスキルアップ講座や訪問指導に効果的に活用するとともに教員がスキルアップ講座に意欲的に参加できるテーマを設定することで、多くの参加数をめざすこととしました。2点目ですが、学力向上ゼミにおいて、広く児童生徒及び保護者に周知し、児童生徒の土曜日での学習機会の確保を行うとともに、学習習慣の定着を図ることとしました。3点目は、

市共通到達度確認テストにおいて、各校にて結果分析を行い、アシストシートやポートフォリオシステムを活用することで課題克服を図ることとしました。【取組状況】ですが、授業力向上学校支援チームにより小中学校へ訪問指導を行い、大東教員スキルアップ講座では、年間19回開催したもののうち13回をWEBにより開催しました。学力向上ゼミでは、コロナ禍により会場施設の使用ができなかったため、オンラインコースについても新設し、7月より開催しました。市共通到達度確認テストでは、コロナ禍のため希望校のみ実施となりました。【評価理由】ですが、授業力向上学校支援チームにおいては、学校訪問指導の中で「大東教育ビジョン2019」の積極的な活用について周知したことにより、ビジョンの活用に対しての肯定的な回答が上がった学校が複数ございました。大東教員スキルアップ講座では、集合型での研修ができない中で、WEBにより市の方針を市内小中学校の教職員に対して明確に伝えることができました。学力向上ゼミにおいてはコロナ禍により当初予定していなかったオンラインコースを新設したことに加え、アンケート結果では学習の成果が向上しました。市共通到達度確認テストでは、希望校のみ実施となりましたが、アシストシートやポートフォリオシステムを活用が定着しており、個々のデータの経年比較することができていました。【評価】ですが、コロナ禍において予定通りの取組にはならなかったですが、新たな取組もできたということでAという評価をしました。

【外部評価コメント】の中では新型コロナウイルス感染症の影響で学力向上ゼミが予定どおりできなかったものの、迅速かつ柔軟にWEB開催を取り入れる等の工夫が見られたため、学ぶ機会の保障につながったこと、また、市共通到達度確認テストではいろいろな事情があったにせよ、公平性が担保されるという視点から、次年度は全校実施が必須であろうというご意見をいただきました。外部評価はA評価です。【今後の取組】につきましては、学力向上ゼミでは、児童・生徒の学習状況に合わせたチャレンジコースを設定し、より効果的な学びの場としていきたいと考えています。オンラインコースにつきましても、双方向の学習形態にこだわり、生徒のつまづきや疑問をオンライン上でもすぐに行えるような授業を提供していきたいと考えています。市共通到達度確認テストでは、今後は全校実施していきたいと考えています。

9ページをお願いします。評価項目2「教育研究推進事業」です。

【目標】につきましては2点掲げております。「学び合う」授業改善研究推進、各種教職員研修、「えがお大東っこ」の取組の発信を行っております。【評価】についてですが、「学び合う」授業改善研究推進による公開授業改善研究会では、年間15回の教育研究所Newsを発信することで各校の好事例を発信することができました。また教育研究フォーラムでは基調講演により、小中一貫教育における9年間のカリキュラムについて市内全教職員で共有することができました。各校において主体的に研修を実施するとともに、研修による教員の資質向上につながりました。コロナ禍で集合型での研修ができなかったことから各種担当者の交流する場の設定が不十分ではありましたが、研修内容を一部変更しながらも計画的に実施することができました。

以上のことから評価をAとしました。【外部評価コメント】では「深い学び」の実現については、教員の授業力向上が最大条件ではありますが、非集合型の各種教職員研修においては、交流の場を十分設定できず、学び合いの理念を十分に発揮することができなかつたこと、学び合いの授業を強力に推進していく上で、今後も本事業が中心となり、次年度以降の改善を期待したいとのコメントを寄せられております。

次に11ページをお願いします。評価項目3「学校支援事業」でございます。

【目標】につきましては、3点掲げています。【取組状況】としましては、授業等支援員は、元教員や学生等、外部講師を配置するという一方で、小学校では12校で実人数41名、中学校8校で実人数50名の支援人材により授業の補充学習等の支援事業を行っております。また、小学校クラブ活動等人材活用につきましては、小学校12校でパソコンや英語等、実人数12名による支援人材により、授業やクラブ活動等の支援を行っております。また、中学校部活動指導員につきましては、中学校5校で実人数8名の指導員により、バスケットボールやバレーボール等の部活動の支援を行っております。警察OB相談支援につきましては、小学校への定期訪問及び中学校への訪問、下校時の巡視活動、暴力行為・ネットトラブル・いじめ問題等に関して学校への助言や児童・生徒への指導を実施していただいております。

【成果】としましては、中学校では部活動指導員の活用によりまして、顧問の教員の部活動に関わる時間の短縮や指導の充実につながったということで、時間にしますと67.5%の削減がされたという報告をいただいております。また、警察OBの相談支援につきましては、迅速な対応を行い、組織対応につなげることができたという成果が上がっております。【評価理由】としましては、目標どおりの成果が得られたということで、トータルとしてAAの評価となっております。【外部評価コメント】としましては、教員の働き方改革に向け、今後益々、外部人材に対するニーズが高まると予測されるため、引き続き、人材の選考、確保を図る様に進めていただきたいとのことです。評価もAAです。

次に、評価項目4「言語活動推進事業」です。

【目標】は3点でございます。大きく取り組み内容としましては、弁論大会と学校図書館の活用でございます。弁論大会につきましては、「弁論の部」、小学校997名、中学校2,167名でした。小学5年生による「1分間スピーチの部」、小学4年生を対象とした「作文展示の部」がありました。学校図書館の活用の中で、公立図書館と連携し、「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を促し、言語力の育成につなげるということで、コロナ禍ではありましたが、応募数は701点から令和2年は202点の応募がありました。次に【成果】ですが、「調べる学習コンクール」においては、学校司書配置校からの作品については、精度が高いものが多いという成果が寄せられました。【評価理由】としましては、今年度の成果として、小学校の参加率は変わりはありませんでしたが、中学校では9%減少しました。これはコロナ禍により、学校休校措置になったことが大きな原因でし

た。また、弁論大会の開催についても、議論を重ねて、初めての無観客開催で実施しました。よって、発表の様子を動画撮影し、DVDとして全小中学校に配布したことで、全児童・生徒が発表を見ることができる機会を作ることができました。また、作文の展示の部では、市民会館で10日間展示することで、多くの市民の方に見ていただくことができました。

次に評価項目5「家庭教育支援事業」です。

【目標】としまして、小学校1年生の全戸訪問等、6点掲げております。

【取組状況】の主なものとしまして、公立小学校1年生の全子家庭訪問の実施、訪問件数は849件、アンケート回収537件です。コロナ禍の影響によりいくカフェは中止し、その代替としてオンラインによるいくカフェを開催しました。保護者の悩み事で一番多い「お家でのゲーム時間について」をテーマに保護者同士が気軽に会話する機会を提供しました。子育て・家庭教育講演会につきましては、過去最高の参加者である158名にご参加いただきました。家庭教育応援企業登録制度の構築や福祉・保健との連携にも取り組んでまいりました。【外部評価コメント】ですが、今後、保護者のニーズに沿った事業展開に向け、益々期待していますとのことです。【評価理由】につきましては、これまでの取組に加え、更にコロナ禍においても、何ができるのか、オンラインカフェや動画配信による子育て講演会等に取り組んできたことから、目標通りの成果が得られたとAAの高い評価をしています。また、外部評価につきましても、同様にAAの評価をいただいております。

【今後の取組】としましては、家庭教育支援チームの活動としましては、1年生に加え、高学年に差し掛かる小学4年生の保護者のニーズを把握するため、状況把握調査等を行ってまいります。

次に、評価項目6「不登校支援・相談事業」です。

【目標】は3点です。主な【取組状況】としましては、教育支援センター「ボイス」の開所、不登校指導員37名の派遣、教育相談室、大東市キッズプラザの2階に開設しております。【成果】としましては、「ボイス」ですが、登所者の延べ人数ですが、令和元年度117人から令和2年度280人と2倍以上に増加しています。また、教育相談につきましても、電話相談の件数が18件と2倍以上の増加をしています。課題としましては、長期欠席、不登校の数が例年に比較して大きく増加していることも挙げられています。【評価理由】としましては、担当課・外部評価共にAとなっています。

次に、評価項目7「特別支援教育充実事業」につきましては、【目標】として、通級指導教室設置校以外からの依頼に対して100%対応すると共に、中学校での活用を充実する等、4点を掲げています。【評価理由】ですが、通級指導教室の設置校以外からの依頼に対しては、100%対応でき、小中学校共に巡回通級の活用校が増えました。巡回通級における指導の充実を図ること、また中学校において引き続き、適切な学びの場の提供に取り組む必要があります。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりアンケートの結果は、昨年度新たに追加した項目については、小中学校共、95%前後の高い肯定的評価になりました。支援教育研修には49名の参加があり、ユニバーサルデザインの視点の必要性について意識を高め、学

びの機会を提供することができました。結果、担当課からA評価をいただいています。【外部評価コメント】につきましては、ユニバーサルデザインや幼～中の連携等は特別支援教育に限らず、あらゆる児童生徒の学び・育ちにとって重要な視点になるため、引き続き取り組みの充実を図っていただきたい。研修を実施することで、通級指導教室の担任だけでなく、市の教職員全体が特別支援教育に対して、より深い学びの実現を期待したいと、コメントを寄せていただいております。

次に、評価項目8「英語教育推進事業」です。

【目標】は3点です。大阪府公立小学校英語教育6カ年プログラム「DREAM」の活用、市内中学3年生の英検3級以上の取得率を20%にする、中学校において、原則英語で授業を進める教員の割合を100%にするという目標を掲げております。【成果】につきましては、中学校で3級、準2級、2級を合わせ256人が受験し、昨年度より58名増加しました。「原則として英語で授業を進める教員の割合」は100%を維持することができ、中学3年生の英検3級以上の取得者の割合は22.2%で、目標を達成することができました。【評価】としまして、「DREAM」を活用したアンケートでの肯定的評価の割合は77%と目標は達成できなかったものの、英検3級以上の取得率が目標達成できたことなどからA判定としております。

次に、評価項目9「総合的教育力活性化事業」です。

【目標】について3点掲げています。地域教育協議会主催行事内容の目標人数、令和元年度を目標値に掲げておりましたが、コロナ禍もあり、参加延べ人数5,470人と、目標を下回りました。【成果】にあるように、各地域教育協議会がその活動を極力停滞させることなく取り組みを進めようとする姿勢もみられました。【評価理由】としましては、厳しい状況であるということから担当課の評価としてB評価としています。【外部評価コメント】としましても、今後、学校・家庭・地域の人々が、活性化事業を通じて一つにまとまった証を見せていただきたいという、希望的な気持ちも込めてBという風に伺っております。

次に、評価項目10「GIGAスクール推進事業」です。

【目標】は3つ掲げております。まず、一人一台端末を整備については、当初、令和5年度達成する計画であった、一人一台タブレット端末の貸与につきましては、文科省の方針に則り、計画を前倒しし、令和2年度中に全児童・生徒へのタブレットPCの貸与を実施しました。また、学校の通信ネットワーク環境の整備につきましても、小・中学校の普通教室、特別教室等に無線アクセスポイントの設置、保管庫の配置を行いました。全ての児童・生徒が、タブレットを持ち帰り、家庭での学習や学校との連絡を行うことができるようWi-Fi環境が整っていない家庭に対し、モバイルルーターの貸し出しを行いました。また、GIGAスクールサポーターが市内小・中学校を訪問し、ICTの効果的な操作方法に関する研修を行い、教員の理解を深めました。以上のことから、すべての目標を達成したということで、AA評価としています。【今後の取組】につきましては、ハード面について、後程、一般業務報告にて、担当課よりご説明申し上げます。

次に、評価項目11「青少年教育健全育成事業（野崎）」です。

【目標】は4点です。【取組状況】にもありますが、様々な取組を行ってまいりました。コロナ禍ということもあり、来館者数は6,926人と厳しい状況でした。【成果】としましては、段階的ではあるがコロナ禍における利用形態を整えていくことができました。また、利用状況や滞在時間の分析に着手し、比較的滞在時間の短い小学校低学年の利用者に対しては、館内利用の新たな内容を提供していったことで、飽きることなく楽しんでもらえる時間を増やすことができたと考えております。そういったことから、担当課ではA評価としています。

次に、評価項目12「青少年健全育成事業（北条）」です。

北条青少年教育センターでは7つの目標を掲げて取り組んでまいりました。コロナ禍ではありましたが、居場所作り等を行い、青少年の生涯学習の場として、計9教室で128回実施しました。【評価理由】につきましては、目標の来館者数2万人を掲げていたということもあり、事業参加率は66.4%となり、これらを踏まえ、担当課評価はBとなっています。外部評価としましては、来館者数は大幅に減少したものの、9教室、128回の各種活動が開催されたことは嬉しいことである。可能な限り取り組んできたということで、A評価としていただいております。

次に、評価項目13「学校環境整備事業」です。「小中学校長寿命化計画」等、4つの目標を掲げて取り組んでまいりました。【取組状況】につきましては、小中学校長寿命化改修工事関係につきましては、発注支援業務等委託、以下4つ、掲げております。2つ目、中学校空調設備の更新についてですが、令和2年度は南郷中学校・住道中学校2校の設計業務を委託しました。次に、中学校屋内運動場空調設備設置についてですが、令和2年度は北条中学校・四条中学校・住道中学校・諸福中学校の4校4校の設計業務を委託しました。【評価理由】としまして、長寿命化改修については、十分な成果が得られたと評価しました。一方で今後に関しては、財政的な制約を念頭におき、適切に計画の進捗管理を行う必要があると認識しております。以上によりA評価としています。

次に、評価項目14「学校給食事業」です。

【目標】については、2点、ここに掲げている通りです。小学校給食は自校調理方式により実施、中学校給食はランチボックス方式により実施しております。中学校では、「給食時間は楽しい」と回答した割合が59%と前年度の80%から大幅に低下しております。ただし、「給食が好き・どちらかといえば好き」と回答した割合は68%とH26年度から最も高い評価となっていることから、質の向上として一定の評価に結びついているものと考えております。残菜率につきましては、4月から5月末まで臨時休業となったため、前年度までと同じ条件で比較することができませんが、国産高級和牛肉や大阪産水産物などの食材を使用した献立については、生徒から大変好評であったと聞いております。担当課の評価としましてはA評価となっております。

続きまして、産業・文化部の所管が5項目ございます。

まず、評価項目1「生涯学習の推進」についてです。こちらは目標を3点掲げております。各施設におきまして、ガイドラインに則した感染予防対策を実施することで、安心・安全に施設を利用していただくことができました。生涯学習のきっかけづくりとして、各施設において、動画配信、ライブ中継等に取り組んでまいりました。図書館では11月に「だいたう電子図書館」導入もされております。生涯学習施設の利用者ですが、コロナ禍の影響もあり、利用人数がかなり減っているところもありますが、こちらの施設につきましても、臨時休館の時には全体稼働率は減少しましたが、サークルや団体の施設利用に対するニーズは変わらず、施設の利用制限下にあっても、開館時の稼働率は大幅な回復傾向が見られました。電子図書館につきましても、通常の図書館利用者層とは異なる年代、30代～40代の方に多く利用していただけましたということです。【課題】としましては、コロナ禍における活動自粛によりサークルの解散が起きていることから、その支援、新規サークル結成促進が課題であると、担当課は認識しています。こういった取組の中で、担当課としましては、A評価ということで、外部評価につきましても、A評価となっています。

次に、評価項目2「文化・芸術活動の振興」についてです。【目標】は4点掲げております。市民文化自主事業2事業を実施しました。この他にも3点予定しておりましたが、感染拡大防止のために中止となっております。市民文化祭につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむなく中止となっております。総合文化センターにつきましても、紹介する動画等、違う形での事業を展開してまいりました。【評価理由】としまして、総合文化センター自主事業では、コロナ禍に応じた事業を展開してまいりました。施設の老朽化については課題とさせていただいておりますが、コロナ禍における文化活動の継続支援を続けるかという点に課題を残したことから、A評価としております。

次に、評価項目3「青少年の健全育成」についてです。

【目標】としまして4つ掲げております。青少年健全育成活動、青少年指導員会の全体活動が大きく制限されましたが、一人ひとりが出来る取組を努めてまいりました。体験・交流の場の拡充、放課後子ども教室・放課後児童クラブ、特に放課後児童クラブにつきましても、年度当初の小学校休業時に長期休業と同様に朝から開所することで、児童の居場所づくりと保護者の就労支援を行ってまいりました。そういったことも踏まえ、担当課の評価はAとしています。

次に評価項目4「地域文化資源の活用」についてです。【目標】は3点です。飯盛城跡国史跡指定につきましても、地権者85名中78名の同意書を取得し、令和3年1月に四條畷市とともに国史跡指定の意見具申書を文部科学大臣に提出いたしました。もう一つは平野屋新田会所跡保存・活用でございます。【評価理由】としまして、飯盛城跡につきましても、国史跡指定に係る同意書を大半の地権者から取得することができ、目標の期日に意見具申書を提出することができました。平野屋新田会所跡については、深野池新田新田開発関連文化財群保存活用検討部会を設置し、会所跡及び周辺遺産の保

存活用方法の本格的な検討作業に着手しました。こういったことからA評価としております。外部評価としましては、令和2年度の目標を全て計画通り遂行したことに加え、精力的な取組みを行ってきたこと、長年調査した取組みも踏まえ、AA評価とされました。

最後、評価項目5「スポーツの振興」についてです。【目標】は3つ掲げております。【取組状況】につきましては、市民体育大会以外はコロナ禍の影響により中止となっております。このような機会に、施設の点検や修理並びに駐車場の舗装等、普段は実現不可能な作業に着手いたしました。そういった点も踏まえまして、担当課の評価はA評価といたしました。外部評価につきましてもA評価ということです。

次に46ページから48ページにかけては、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」といたしまして、点検・評価の客観性を確保し、教育行政を推進するうえでの参考とさせていただくという観点から、学識経験者の意見のまとめを掲載しております。

なお、学識経験者としては、元小学校長の清水検次氏と大阪産業大学講師の西野倫世氏の2名をお願いをし、外部評価をいただいたところです。

最後に最終49ページにおきましては、「事務事業の評価のまとめ」といたしまして評価結果を一覧にし、掲載をしておりますのでご覧ください。

今回、自己評価の割合は、S～Cの5段階評価中、掲げた目標どおりの成果が得られたとするAA評価が、3項目で全体の16%、ほぼ目標どおりの成果が得られたとするA評価が14項目で74%、目標の成果がやや不十分であるとするB評価が2項目で10%となっております。また、外部評価につきましてはAA評価が、4項目で全体の21%、ほぼ目標どおりの成果が得られたとするA評価が14項目で74%、目標の成果がやや不十分であるとするB評価が1項目で5%となっております。

以上が「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の主な内容についての説明でございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長
中野委員

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

振り返って、コロナの影響が大きかった1年だと、改めて思いました。その中でも、懸命に取り組まれているのだなと感じました。今後の参考に、目標は極力、定量化を意識されていると、冒頭お話しがありましたが、もう少し、定量化のポイントはあるのではないかと思います。これは市民の皆さんも見られるということで、資料を作られた方は、何をもち、目標を達成できたか判断するのか、判断基準が重要かと思えます。民間企業でもそうですが、現場のスタッフの方と目標を共有する時には、定量化にならず、定性化にもなるんですが、何をもちその目標を達成したのか、共通の認識はするようにしています。英語推進事業については、非常に分かりやすく定量化されていますが、「図る」と書かれているところは定量化しにくいなと感じます。あと、成果や課題のところに、参加者数とか半減、倍増とかありますが、可能な限り何倍であるとか、何%増とか、何名中何名とか。対象者が1

50名いるのに参加者が10名なのか、12名の対象者の内の10名なのか、印象も変わりますので、今後の参考にしていただければと思います。

齊藤委員

令和2年度の報告ということは、令和3年の目標はもう設定されて取り組まれているということですか。

杉谷課長

4月当初から、担当課が前年の事業のPDCAに基づいて、取り組みを進めており、予算の事業を進めているところもありますが、外部委員の評価も取り入れながら、マイナーチェンジでいけるところについては、すぐに取り組むこともできますし、非常に大きな変更になるようでしたら、少し時間がかかるかもしれませんが、その中で取り組んでいるのが実状でございます。

齊藤委員

コロナ禍でオンラインの活用が活かされていると思いますが、子どもたちの授業やいくカフェ等、とても良いなと感じますが、スポーツ面での中止が続いて、令和3年度もマラソン大会が中止になっていますし、もったいないなと思っています。何か方法があればいいのになと思っています。「スポーツの振興」の事業の概要の欄に「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」と掲げていて、いつでも好きな人が、大会がなくても意識できる様な、取組みがあればと思います。コロナ禍になって、最初はずべての行事が中止になりましたが、これからはできる方向で考えていくことが必要ではないでしょうか。他市では、何日間か走って、オンラインで届けたりとか、工夫して取り組んでいるところもあります。スポーツ面での良い報告があればと思います。

中村課長

スポーツの事業はリアルスポーツということで進めてきましたが、コロナ禍の状況においては、やむを得ない中止ということが多々ありました。来年度につきましては、この点も踏まえ、バーチャルを活用した新たなスポーツのスタイルを検討しております。具体的には今注目を集めていますeスポーツについて研究を進めるために、専門業者に依頼して来年度の予算要求をするべく、検討を行っております。リアルだけでなく、バーチャルも活用し、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」を視野に、進めていきたいと思っています。

水野教育長

令和2年度の報告書においては、生涯学習部スポーツ振興課として事業を行っておりましたが、令和3年度は市長部局の産業・文化部スポーツ振興課として、様々な取組みを行っております。これまで、生涯学習部として、教育委員の皆さんとも様々な議論をしてきましたが、ぜひ、市長部局でも前向きな取組みを期待しています。

田中委員

全体を通して、【目標】についてですが、コロナでなければというものが多と思います。例年通りかと思いますが、コロナで中止や延期、妨げられるものが多かった中で、この目標が評価としてできるのかという、最初の段階がどうかと思っています。こんな状況で、ここまで評価する必要性はなかったのかなという気はします。予算のPDCAの関係で、評価しないといけなかったのかと思いますが、目標に沿った評価でない理由とか、違うところでがんばったとか、そういった書き方がいいのか。特に気になったのは、評価項目10「GIGAスクール推進事業」です。【目標】の中に「校内の高速通信ネットワーク環境の整備を行う」とありますが、結局、問題点が出て

きたので、【今後の取組】に書かれていて、これは本当にAAなのかと
てしまいます。今後の課題があるのであれば、もう少し厳しくてもよ
った
のではないかと考えます。

川阪課長

校内ネットワークの整備につきましては、学校内のLAN整備につ
て、今年度取り組んでいます通信環境については、学校から外への通信環境
ということです。昨年の時点で、外の通信環境については、実際に運用して
いない中で、どれだけの整備、どういう方針の整備が必要かが計れず、過
度の整備になったり、違う方向の整備になったりということもありました
ので、昨年度につきましては、学校内のLANの整備までが目標というこ
とで、昨年度の業務評価としてはAAとさせていただきます。

田中委員

現状として、学校に来れない児童・生徒もいると思いますが、緊急にど
うやって対応していくのか、喫緊の課題かと思えます。その辺のことも考
え
ると、物足りないという感想を持ちました。

太田委員

評価の一覧表ですが、先程の説明を聞いて、B評価等は、コロナの関
係で思うように実施できなかったということで理解できましたが、「学校支
援事業」のAA評価は具体的に、授業等支援員の活躍、部活動・クラブ活
動支援員、警察OBの方の支援とありますが、昨年度もAAでしたので、特
にここが優れているといったことはありますか。

村島課長

学校支援事業につきまして、例えば警察OBの支援で数値で出せないこ
とはあると思いますが、法的な、弁護士の方に相談しないといけない様
な事案になりかねない所を、警察的な見地からアドバイスをいただき、関
係機関へつなぐなど、学校での対応に一定の目途がついた件数が数多くあ
りました。更には、部活動指導員の67.5%削減については、全体の67.5%削減ではな
く、例えば卓球部の顧問が本来100するところを指導員のおかげで67.5%
は他の業務に携わることができたということです。このあたりを評価し、
目標通りの成果として、AA評価としました。

太田委員

ちなみに、警察OBの方が子どもたちに関わっていただいた件数は分
かり
ますか。中学校の様子はどうですか。落ち着いていますか。

村島課長

小学校は毎週月・水・金の午前中に巡回し、中学校はニーズに応じて訪
問
しています。そのほか、学校での講話の依頼や、特定の事案に対して急
遽対応いただくこともあります。大阪府と同様の傾向がありますが、ネ
ットトラ
ブル等の低年齢化が見られ、以前は中学生の方が多かったですが、今
は小学
生の方で少し増えてきているので、小学校へは定期訪問を行っています。

中野委員

市民の方にホームページ上に公表されていると思いますが、アクセス
数
はご存知ですか。市民の方がこれにどれだけ関心があるのかを知って
おくの
もいいと思います。

水野教育長

他にご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第24号「令和3年度文化の日の表彰につ
いて」について提案理由の説明をお願いいたします。

日程第4 教委議案第24号「令和3年度文化の日の表彰について」の提案理由の説明をさせていただきます。

文化の日の表彰につきましては、11月3日に「文化の日表彰式典」をキラリエホールにて開催する予定であります。教育委員会表彰者につきましては、「大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程」第8条「表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。」の規定に基づき、表彰を受けるべき者の選考を行うため、本委員会に議案を上程させていただくものでございます。

このたびの教育委員会表彰候補者は、同規程第4条に規定する本市に在住または勤務する者及び市内で活動する団体等の者であり、なおかつ同条第1号の教育の発展に特に功績のあった方々でございます。

それでは、配布しております、文化の日表彰候補者名簿及び功績調書をご覧ください。今年度の文化の日表彰候補者は、生涯学習課とスポーツ振興課より3名でございます。

順番に氏名、推薦団体及び推薦理由等につきまして簡潔にご紹介をさせていただきます。なお、ご審議をいただくため、委員の皆様にご覧させていただきます功績調書につきましては、個人情報保護の関係上、この教育委員会定例会終了後に回収とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一人目の、大東市青少年協会からご推薦の萩家 嘉弘（はぎや よしひろ）様は、平成18年4月から平成28年3月までの10年間、協会の理事及び専務理事として、平成31年4月から現在までの2年7カ月間、再び理事として、合わせて12年7カ月にわたり、活躍されています。

平成14年4月から大東市青少年協会会員として、ご自身の経験を活かしたワークショップを精力的に行い、後進の指導に務められました。平成18年より7年間理事として協会の活動を支え、その後、専務理事として3年間協会の運営に携わっておられます。現在も協会理事として、後進の指導と協会の運営に尽力し、多大な貢献をされていることから推薦されております。

二人目の、大東市スカウト協議会からご推薦の芦原武司（あしはら たけし）様は、平成22年4月から現在まで11年7ヶ月にわたり、協議会の理事として協議会発展のために尽力されています。小学生から高校生までの各部門においてリーダーとして、特に後任の指導等に活躍されています。ボーイスカウト活動において、優れた技能を発揮され、各部門の隊長として奉仕されています。また、地区や大阪連盟においてもコミッショナーとして奉仕されており、その功績により、推薦されております。

三人目の、大東市体育協会からご推薦の大矢 修司（おおや しゅうじ）様は、平成22年4月から体育協会理事として、11年7カ月にわたりご活躍され、協会発展のためご尽力されています。

体育協会理事として、協会と連盟間の連絡調整に貢献され、各種大会・講演会に中心的役割を果たされています。責任感が強く、指導力にも優れ、生涯スポーツの普及活動に尽力されており、以上の功績により推薦されております。

令和3年度の文化の日教育委員会表彰候補者3名のご紹介は以上でございます。今年のいずれの表彰候補者も活動年数等の条件を満たしており、本市教育の振興・発展に多大な貢献をされておられる皆さま方で、今年の表彰に値する功績のある方々でございます。

水野教育長

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第25号「『令和3年度中学生チャレンジテスト』の結果の公表について」について提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

教委議案第25号「『令和3年度中学生チャレンジテスト』の結果の公表について」ご説明いたします。

「令和3年度中学生チャレンジテスト」の市としての公表、学校別結果の公表につきまして、教育委員会の議決を求めるものです。

資料の実施要領をご覧ください。本調査の大きな目的は、「1調査目的」の3行目にありますように、本調査の大きな目的は、「調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する」こととなっております。実施日は中学3年生が9月2日、中学1、2年生が令和4年1月13日となっております。今後、中学3年生の結果が大阪府教育委員会より提供される予定となっております。

調査結果の取扱いに関しましては、3ページの「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

調査結果については、調査の目的を達成するため、適正に取り扱うものとし、公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること、とされています。

各校の平均点や評定平均のめやす等を学校ごとに公表するということになりますと、学校のランクづけがなされてしまいます。結果の公表については、昨年度までと同様、行わないものとさせていただくのが適切であると事務局としては考えております。

以上を踏まえ、チャレンジテストの結果の市としての公表及び学校別結果の公表は行わないことと提案させていただきます。

水野教育長

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

中野委員

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

花澤課長

公表自体はずっと行われていないのですか。

数値等の公表については、一切行っておりません。大阪府より市ごとの結果は提供されていますが、大東市の中での公表と、学校別の結果は公表して

いません。

中野委員

大阪府でとりまとめている、各市の結果は把握できるということですね。では、学校ごとの結果はどの範囲の方が把握できているのでしょうか。

花澤課長

教育委員の皆様と教育委員会事務局です。各学校においても自校の結果のみの把握になります。

水野教育長

他に、ご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第6 教委議案第26号「『令和3年度小学生すくすくウォッチ』の結果の公表について」について提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

教委議案第26号「『令和3年度小学生すくすくウォッチ』の結果の公表について」ご説明いたします。

「令和3年度小学生すくすくウォッチ」の市としての公表、学校別結果の公表につきまして、教育委員会の議決を求めるものです。

資料の実施要領をご覧ください。チャレンジテストと同様のところもありますが、確認させていただきます。

本テストの大きな目的は、「1 趣旨・目的」にありますように、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につける」こととなっております。実施日は学力学習状況調査と同日の5月27日、結果についても9月末に把握しているところです。

テスト及びアンケート結果の取扱いに関しましては、4ページの「(4) テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適正に取り扱うものとし、公表に関しては、中学生チャレンジテストと同様、結果の公表については、行わないものとさせていただくのが適切であると事務局としては考えております。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・日程第7 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①大東市立中学校体育館空調設備設置事業の延期について

⇒今年度中に4校を対象として整備する予定だったが、特定財源として充当予定だった補助金の活用が困難になったため、来年度に延期することとしたことについて報告。

意見・質問

・補助金の不採択について

⇒今回採択された団体については、地方自治体に限らず、医療関係、福祉団体等、災害時の拠点となり得る所で広く対象とされており、審査において何らかの差がついたと考えている。

②大東市中学校給食の在り方検討プロジェクトチーム設置要綱について

⇒中学校給食が導入から8年目を迎え、市独自の再加熱方式の加熱器具の耐用年数を踏まえ、実施方式の抜本的な比較検討作業を行うことについて報告。

意見・質問

・小学校の様な自校方式の導入について

⇒自校方式についても、他の様々な方式と同様に検討していく。

・現状のランチボックスの形態での問題点や課題について

⇒冷たい状態で提供すべき副菜が提供できないといったことがある。民間業者によるため、コロナ禍での臨時休業などで食材ロスにつながりやすい。

・プロジェクトチームのメンバーについて

⇒庁内委員会という形で、栄養教諭、給食栄養士、指導主事等7名で設置。

③大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

⇒新型コロナウイルス感染症の影響による三季休業期間の変更や、やむを得ない事由の際の対応が想定されることから、要綱を一部改正することについて報告。

④学校園における活動（新型コロナウイルス感染症にかかる学校における対応を含む）について

⇒緊急事態宣言期間中、本市小中学校において、8月26日始業式から1週間は給食無しでの午前中短縮授業、次いで、給食有りの短縮授業、9月13日からは通常授業と段階的に2学期をスタート。各校で、手洗いの実施、マスクの着用、室内の換気、人と人との距離を確保する座席の配置等、基本的な対策がなぜ必要か、改めて児童・生徒が納得した上で徹底して行うように指導。引き続き感染症対策を徹底し、校内での感染拡大を防ぎながら、授業や活動を行うことを報告。

意見・質問

・冬に向けて、感染拡大を想定した対策について

⇒体育館等での集会等、換気が必要だが、気温で体調不良になることも想定され、服装については各校で柔軟に対応し、情報共有に努める。

⑤G I G Aスクールの現状について

⇒各校のネットワーク上に教員個人が直接閲覧・投稿できる掲示板を設置。

これにより、他校の取組状況等、教員間での情報共有が可能になり、タブレットPCの活用が活性化される。児童・生徒については、家庭学習や休業等に伴う緊急的対応に備えて、タブレットPCを持ち帰り、オンラインを活用した学習の取組を進めている。また、現在想定するタブレットPCの活用に必要な通信速度を確保するため、ネットワーク回線を増設することについて報告。

意見・質問

・回線量について、どの程度まで対応できるか。
⇒オンライン授業で言いますと、1校当たり約400台を同時につなぐことができる程度です。

⑥大東市認定こども園条例について

⇒令和4年4月1日に「北条幼稚園」と「北条保育所」を施設統合し、幼保連携型認定こども園「北条こども園」を設置することにつき、必要な事項を定めることについて報告。

.....

各教育委員から意見等について

- ・各学校の取組に係る情報発信について。
- ・働き方改革について。
- ・市町村教育委員会オンライン協議会について。
- ・学校でのいじめ問題について。

以上で本日の議事は全て終了となりました。

以上をもちまして、9月の教育委員会定例会を終了いたします。

令和3年10月25日

水野教育長

太田委員